令和８年11月17日
記者会見　資料１

あんしんいきいきプラン21（令和９年度～令和11年度）

■長野市高齢者福祉計画

■第10期長野市介護保険事業計画

■長野市認知症施策推進計画

計画（案）に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について

保健福祉部　高齢者活躍支援課
地域包括ケア推進課
介護保険課

1　計画の概要

（１）計画策定の趣旨

あんしんいきいきプラン21（現行計画）
（長野市高齢者福祉計画・第９期長野市介護保険事業計画）

計画期間：令和６年度～令和８年度

法令により３年ごと見直し

地域の実情や各種制度の改正等を踏まえ、
新たに令和９年度を初年度とする計画を策定します。



（２）計画の位置づけ

- 老人福祉法（第20条の８）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画です。

- 新たに令和６年から施行された認知症基本法（第１条）に基づく「認知症施策推進計画」を加え、３つの計画を一体的に策定し、高齢者の福祉と介護、認知症施策に関する総合的な計画とします。

- 基本理念を柱とし、その実現に向けた基本的な政策目標を定め、計画的な実施を目指すものです。

■長野市高齢者福祉計画（老人福祉法第20条の８）

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする計画です。

■長野市介護保険事業計画（介護保険法第117条）

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画です。

また、本計画に基づき、第１号被保険者の保険料額を算定します。

■長野市認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第1条）

認知症がある人が尊厳を持ち希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

（３）計画期間

本計画の計画期間は、**令和９（2027）年度から令和11（2029）年度までの３年間**とします。

	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
第10次長野市高齢者福祉計画 第９期長野市介護保険事業計画	計画期間					
長野市高齢者福祉計画 第10期長野市介護保険事業計画 長野市認知症施策推進計画				計画期間		

2　高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

（1）人口の状況及び将来推計

■総人口が減少傾向の中、高齢化率が上昇

○総人口が減少傾向の中、高齢者数は概ね横ばいで推移し、高齢化率が上昇

	令和３年		令和８年
高齢者人口（65歳以上）	112,103人	▶	112,278人
高齢化率	30.1%	▶	31.4%

■団塊の世代、団塊ジュニア世代の高齢化

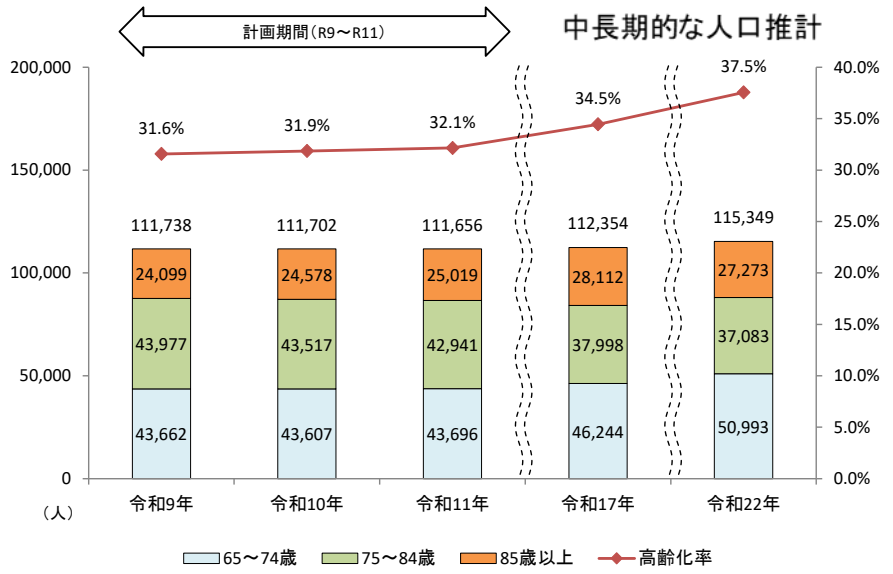
○団塊の世代が令和17年（2035）に85歳以上となり、介護ニーズが拡大
○団塊ジュニア世代が令和22年（2040）に65歳以上となり、高齢者数増加・高齢化率上昇

	令和９年	令和17年	令和22年
65～74歳人口	43,662人	46,244人	50,993人
85歳以上人口	24,099人	28,112人	27,273人

年齢別人口と割合の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	R3-R8
総人口（人）A	371,997	369,421	366,231	363,145	360,302	357,416	▲3.9%
0～14歳（人）B	44,882	43,736	42,439	41,241	39,845	38,466	▲14.3%
割合（%）　B÷A	12.1	11.8	11.6	11.4	11.1	10.8	▲1.3P
15～64歳（人）C	215,012	213,475	211,593	209,696	208,298	206,672	▲3.9%
割合（%）　C÷A	57.8	57.8	57.8	57.7	57.8	57.8	0.0P
40～64歳（人）	125,858	125,561	124,927	124,098	123,646	112,823	▲10.4%
65歳以上（人）D	112,103	112,210	112,199	112,208	112,159	112,278	0.2%
割合（%）　D÷A	30.1	30.4	30.6	30.9	31.1	31.4	1.3P
65歳～74歳（人）E	51,922	50,207	48,235	46,453	45,231	44,142	▲15.0%
割合（%）E÷D	46.3	44.7	43.0	41.4	40.3	39.3	▲7.0P
75歳以上（人）　F	60,181	62,003	63,964	65,755	66,928	68,136	13.2%
割合（%）F÷D	53.7	55.3	57.0	58.6	59.7	60.7	7.0P

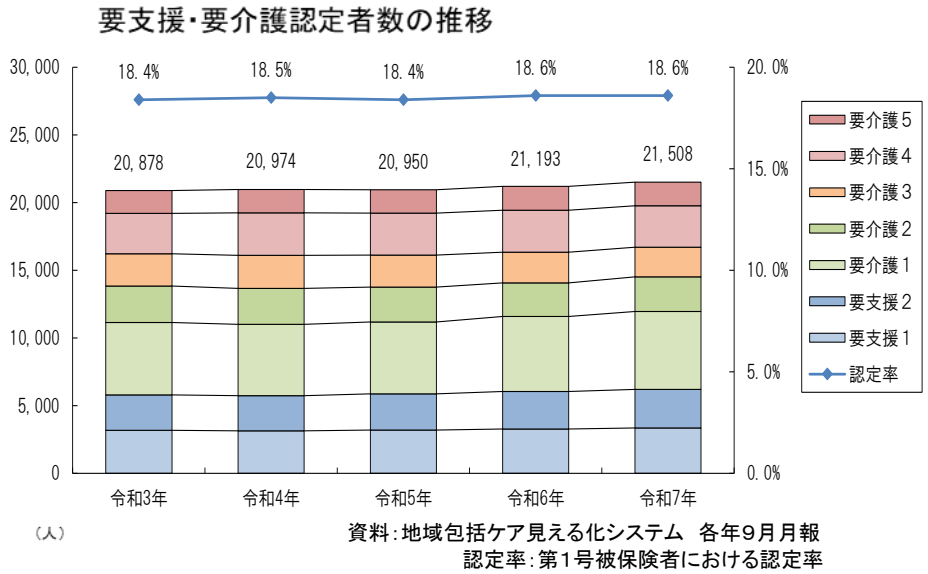
長野市企画課統計資料から引用（各年10月１日現在）



（２）要支援・要介護認定者数の状況及び将来推計

■認定者数・認定率は増加傾向で推移

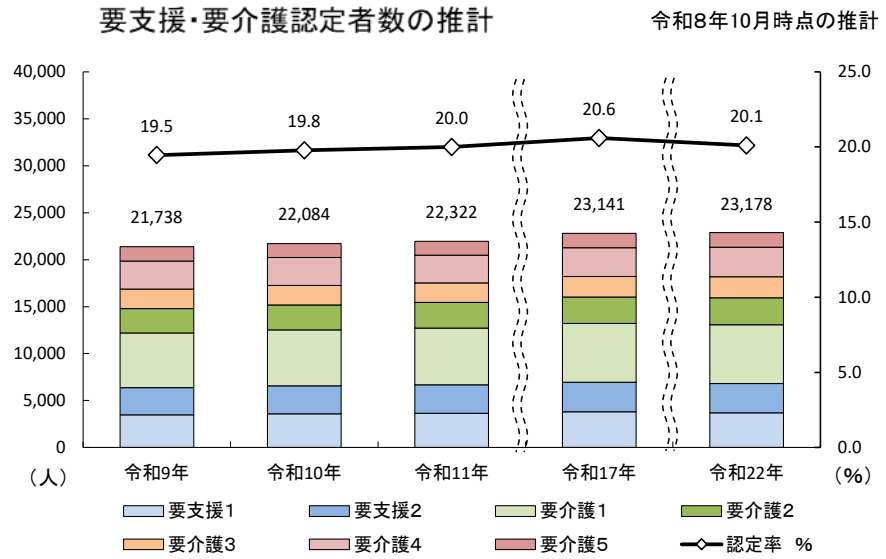
○令和３年から４年間で、認定者数が630人（3.0%）増加、
認定率は18.4%から18.6%に



資料：地域包括ケア見える化システム　各年9月月報
認定率：第1号被保険者における認定率

■後期高齢者数の増加に伴い、今後も増加傾向が続く

○認定者数、認定率ともに令和17年ごろがピークとなり、
認定率は20.6%まで上昇する

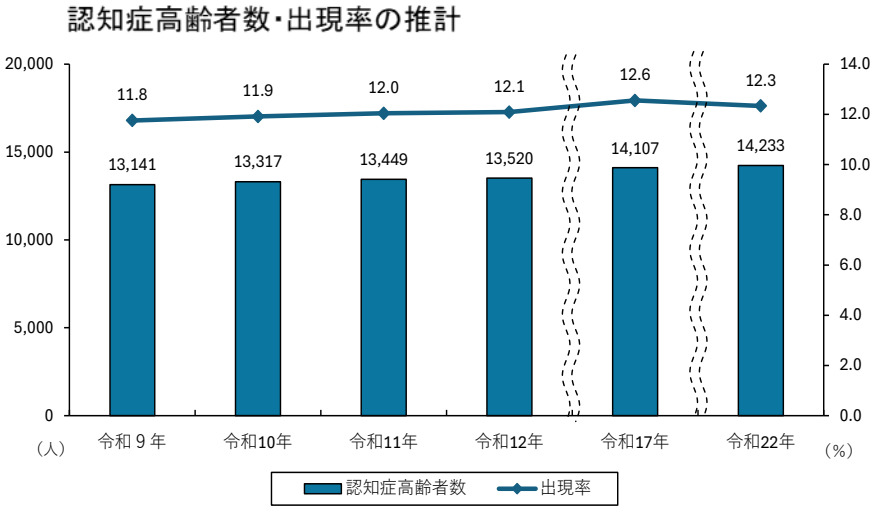


（３）認知症高齢者の状況及び将来推計

■認知症高齢者数は65歳以上の高齢者の11.7%前後

■85歳以上の増加に伴い、認知症高齢者数が増加

○認知症出現率の高い85歳以上の人口の増加に伴い
認知症高齢者数も増加していく



3　高齢者施策の６つの主要課題

1　高齢者の活躍の場の創出

知識や経験を地域に活かしている人　→16.8%

地域における主体的な活動のきっかけや役割づくり等により、多くの高齢者が活躍する地域づくりを進めていく必要がある

2　主体的な介護予防活動の促進

きっかけがあれば介護予防に取り組みたい人　→３割以上

活力ある地域社会と持続可能な介護保険制度の運営に向けて、より効果的な介護予防活動に取り組んでいく必要がある

3　人とのつながりと居場所づくり

３割強の人が孤独を感じることが『ある』

社会的孤立を防止するためにも、地域とのつながりや居場所をつくっていくための取組に力を入れていく必要がある

4　新しい認知症観の普及啓発

「新しい認知症観」を知っている人　→26.3%

新しい認知症観に基づく施策を推進していくためにも、その普及啓発を進めていく必要がある

5　相談窓口の周知と支援体制の充実

約３割の人が家族や友人以外の相談相手が『いない』

様々な窓口から必要な支援につなげることができる体制の構築・強化を図る必要がある

6　介護ニーズに応じた基盤整備と人材確保

約７割の事業所で介護従事者が不足

計画的な基盤整備を行うとともに、働きやすい職場環境整備の支援等に取り組む必要がある

4　次期計画策定における長野市の考え方

本市の高齢者施策の６つの主要課題及び国の見直しのポイントを踏まえ、これまでの取組を継続することとしますが、次期計画の主なポイントは以下のとおりです。

①　認知症施策推進計画を含めた計画の一体的な策定

11ページ参照

☞　「認知症施策推進計画」として明確に位置づけることにより、認知症がある人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

②　2040年の長野市の姿を見据えた施策成果と指標の体系化

☞　2040年の長野市の姿・将来像をイメージして「目指す姿」を明確化します。
施策の最終的な成果と、そこに至る過程の目標や指標を整理することで取組の効果検証をより行いやすくするとともに、各取組の実績値をもとに評価を行い、取組効果の継続的な分析を行います。

☞　目標は現状値と比較して「さらに伸ばしていくことを目指すもの」は「↗」、「低下させることを目指すもの」は「↘」、「維持していくもの」は「→」という視点で整理し、矢印で表します。

③　介護サービス基盤の計画的な整備

☞　今後の更なる高齢化の伸びを見据え、介護が必要となっても、できる限り自宅での生活を続けることができるようにするとともに、自宅での生活が困難な人の多様なニーズに応えられるよう、関連施設等の整備を進めていくこととします。

☞　高齢化率が上昇している一方で、人口及び65歳以上の高齢者人口のいずれも減少している日常生活圏域が一定数あり、介護サービス提供の維持・確保を前提として、利用者に介護サービスが適切に提供される必要があります。こうしたことから、介護サービス基盤を安定的に確保する取組を検討していくこととします。

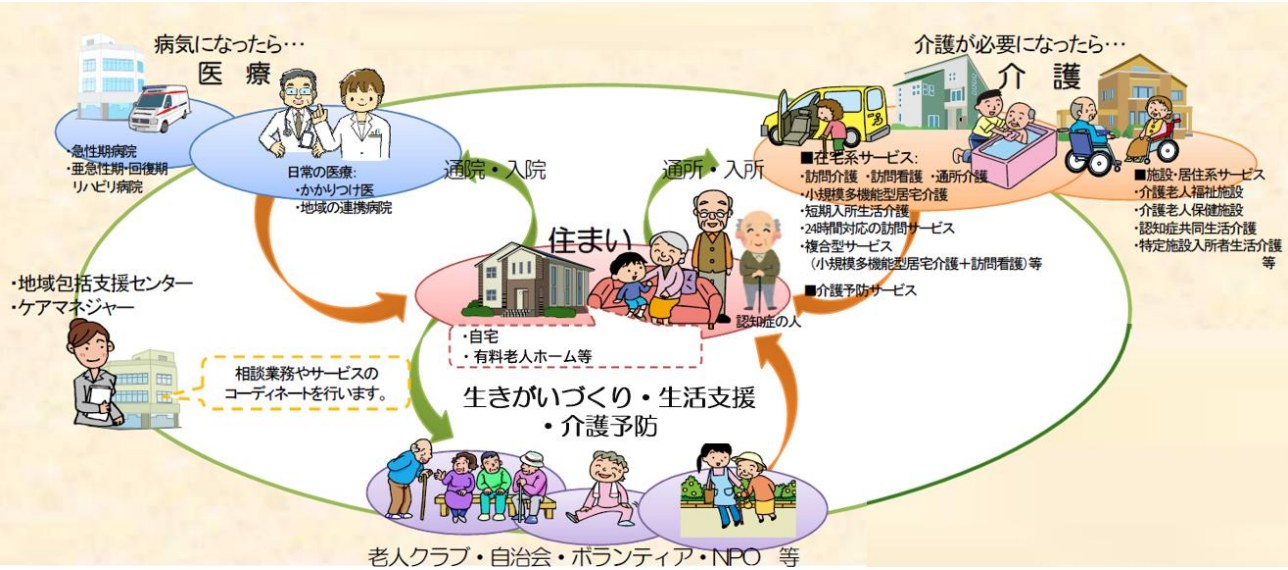
5　計画の基本的な方向

（1）基本理念

住み慣れた地域で支え合い　自分らしく 健やかで
生きがいを持って安心して 生活できるまち“ながの”

多様な主体がそれぞれの強みを活かして主体的に地域づくりに参画し、「互いに支え合い」ながら力を合わせて取り組むことで、高齢者がいきいきと「わたしらしく生きる」ことができ、幸せを感じながら、誰もが安心して暮らしていくことができるまちを目指します。

また、認知症がある人もない人も、自分と周りの人を大切にして、尊厳を持って暮らすことができるまちをみんなで創っていきます。



出典：厚生労働省　社会保障審議会介護保険部会　第117回の資料を基に作成（令和７年２月20日）

成果指標	現状値	目標値
高齢者の幸福度	R8.12 算出	↗
困ったときに地域の中で支え合って暮らせると感じている高齢者の割合	R8.12 算出	↗

（２）基本的な政策目標

目標１　生きがいづくりと健康づくりの推進

【目指す姿】　高齢者が、長寿であることを幸せに思い、地域や仲間とのつながりの中でいきいきと暮らしている

成果指標		現状値	目標値
健康寿命	男性	81.2年（R7）	↗
	女性	85.6年（R7）	↗
趣味や生きがいがある高齢者の割合	元気高齢者	75.2%（R7）	↗
	要支援認定者	51.2%（R7）	↗

目標２　住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

【目指す姿】　高齢者が、「ここで暮らしていてよかった」と思い、
住み慣れた地域で生涯にわたり自分らしい暮らしを続けている

成果指標		現状値	目標値
在宅（自宅・老人ホーム）での看取りの割合	自宅	12.8%（R6）	↗
	老人ホーム	15.1%（R6）	↗
認知症になっても、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができると思う高齢者の割合		34.6%（R7）	↗

目標３　安心して介護サービス等が受けられる持続可能な環境づくりの推進

【目指す姿】　介護が必要になっても、心身の状態や置かれた状況に応じたサービスを安心して受けることができている

成果指標	現状値	目標値
介護保険サービスへの満足度	83.9%（R7）	↗

（3）施策体系

※ ■ 認知症施策推進計画に関する取組

基本理念	基本的な政策目標	基本施策	具体的な取組
住み慣れた地域で支え合い 自分らしく 健やかで 生きがいを持って 安心して 生活できるまち “ながの“	1 生きがいづくりと健康づくりの推進	1-1 生きがいづくりと社会参加	1-1-1 生きがいづくりの促進 ■
			1-1-2 活躍の場の拡充
		1-2 健康づくりの推進	1-2-1 主体的な健康増進・疾病予防の推進
			1-2-2 保健事業と介護予防の一体的実施
		1-3 介護予防と重度化防止	1-3-1 主体的な介護予防活動の促進 ■
			1-3-2 重度化防止と自立した日常生活を送るためのサービス
	2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援	2-1 相談支援体制の充実と高齢者を取り巻く環境づくり	2-1-1 早期相談支援
			2-1-2 包括的・継続的なケア体制の構築
			2-1-3 地域特性に応じた社会資源の充実と提供 ■
		2-2 高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保	2-2-1 高齢者の権利擁護の推進
			2-2-2 安全・安心な暮らしの確保
		2-3 在宅医療と介護の連携	2-3-1 在宅で医療と介護を受けるための支援 ■
		2-4 在宅生活を支えるための支援	2-4-1 支え合える地域づくり ■
			2-4-2 高齢者を支える制度の充実 ■
		2-5 住みよい安全・安心なまちづくりの推進	2-5-1 高齢者が円滑に移動・利用しやすい環境づくりの推進
			2-5-2 安全・安心のゆとりある住生活の確保
			2-5-3 災害や感染症対策に係る体制整備
	3 安心して介護サービス等が受けられる持続可能な環境づくりの推進	3-1 安心して介護サービス等が受けられる環境づくりの推進	3-1-1 介護人材の確保と育成
			3-1-2 サービスの円滑な提供
			3-1-3 介護サービス等の質の向上と適正化の推進
		3-2 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備等	3-2-1 介護保険サービス基盤の整備
			3-2-2 介護保険以外の高齢者福祉施設等の適切な運営

6　「認知症施策推進計画」に係る主な取組

☞ 「認知症施策推進計画」として明確に位置づけ、「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」と一体的に策定することにより、認知症がある人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

☞ 計画中に記載する具体的な取組を進めるにあたっては、基本理念（８ページ）のもと、認知症がある人もない人も、自分と周りの人を大切にして、尊厳を持って暮らすことができるよう、認知症がある人をはじめ、家族、医療や介護のサービス事業所、生活関連企業、教育機関等と協働して進めることとします。

■　周知・啓発〈学びの場〉

具体的な取組

・認知症があっても希望を持って暮らせるための周知・啓発
・脳と体の健康づくりのための取組
　✓加齢性難聴者補聴器購入費補助金事業
　（「聞こえの『セルフチェックシート』」の活用含む）
　✓きらり☆脳力ＵＰプログラム　など

■　初期のサポート〈相談の場〉

具体的な取組

・認知症がある人・家族へのサポート
（認知症相談会、本人・家族のピアサポート　など）

■　社会参加・活動の推進〈活動・参加の場〉

具体的な取組

・認知症カフェ等社会参加・活動の推進
・通いの場の充実・参加促進

7　パブリックコメントの実施概要

■　募集期間	令和８年12月１日（火）～令和８年12月28日（月）
■　計画（案）の閲覧場所	高齢者活躍支援課、地域包括ケア推進課、介護保険課、行政資料コーナー 各支所、市ホームページ、地域包括支援センター、老人福祉センターほか
■　提出方法	ながの電子申請サービス、郵送、ファクス、Ｅメール、持参
■　意見等の公表	検討結果について市ホームページで公表

今後のスケジュール（案）

月　日	内　容
令和８年11月16日（月）	政策説明会（パブリックコメント（案）について）
11月17日（火）	記者会見（パブリックコメントの実施）
12月１日～12月28日	パブリックコメントの実施
令和９年１月29日（金）	第５回老人福祉専門分科会
２月５日（金）	社会福祉審議会答申
２月８日（月）	臨時部長会議（パブリックコメント結果の報告、計画の決定）
２月15日（月）	政策説明会（パブリックコメント結果及び計画の説明）
２月17日（水）	記者会見（計画の公表）
４月１日（木）	計画期間スタート